

和光市児童館及び学童クラブ一体型
放課後対策事業指定管理者選定委員会

審査報告書

(和光市日常生活圏域南・北・中央エリア)

令和2年9月2日

1 経緯

和光市では、平成18年度から、児童センター（館）及び学童クラブ（放課後児童健全育成事業、以下「学童クラブ」という。）運営に指定管理者制度を導入し、指定管理者による施設の管理・運営を行ってまいりました。

また、地域住民等の参画を得て、放課後に小学校の教室等で全ての児童を対象とした学習や体験・交流活動などを行う放課後子供教室は、既に「こども教室」として市内全小学校で展開し、「わこうっこクラブ」も令和2年度から市内全小学校で実施し学童クラブと連携した運営をしております。

令和元年度から、学童クラブとわこうっこクラブとを一体的に運営する「一体型放課後対策事業」の業務委託を第五小学校区のさつきの子学童クラブで開始し、令和2年度夏季からは同様の運営を前提として北原小学校区にさざんか学童クラブを整備し、事業を推進しているところです。

令和2年3月に策定した第2期和光市子ども・子育て支援事業計画（以下「支援事業計画」という）では、国が推進する「新・放課後子ども総合プラン」による学童クラブと放課後子供教室の一体型を中心とした整備目標を踏まえ、一体型施設・一体的運営による学童クラブとわこうっこクラブ等放課後対策事業の推進を重点事業に掲げています。

この度、児童館及び学童クラブ指定管理者の指定期間及び一体型放課後対策事業の業務委託期間が令和3年3月31日をもって満了することから、令和3年度から5年間における各施設の管理運営を行う指定管理者候補予定者を公募し、支援事業計画に基づき、一体型放課後対策事業実施施設以外で実施しているわこうっこクラブについても指定管理者の公募対象事業としたところです。

また支援事業計画では、準中学校区を単位とする「日常生活圏域」として「北エリア・中央エリア・南エリア」の3圏域を設定しており、圏域ごとに地域の特性や課題に応じた多様なサービスの提供を目的としているため、今回の公募は日常生活圏域単位とし、各圏域内にある全ての施設管理・事業運営の実施を要件としました。

応募申請は、北エリア1者、中央エリア4者、南エリア3者あり、各応募申請者に対しては、和光市児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）により、候補予定者選定のための審査を行いました。

なお公募要項では、応募申請者が5者を越えたエリアにおいては、申請書類の審査及び選定委員会の合議による一次審査をすることを定めておりますが、いずれのエリアも下回ることから、全ての応募申請者に対し令和2年8月26日及び27日において公開ヒアリングを実施いたしました。

選定委員会では、申請者としての適格性、事業提案の内容等について審査を行い、優先交渉権者を選定しましたので、ここにその結果を報告します。

2 選定委員会委員

職名	氏名	備考
委員長	大野 久芳	子どもあんしん部長
委員	中蔦 裕猛	企画部長

委員	結城 浩一郎	教育部長
〃	五十嵐 裕子	浦和大学教授 (児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業に関する知識経験を有する者)
〃	土井 純子	和光市立新倉小学校校長 (児童館及び学童クラブ一体型放課後対策事業に関する知識経験を有する者)

3 公募及び選定の経過

- (1) 公募要項の配布 令和2年6月30日(火)～令和2年7月31日(金)
- (2) 申請書の受付 令和2年6月30日(火)～令和2年7月31日(金)
- (3) 第1回選定委員会 令和2年8月17日(月)
- (4) 第2回選定委員会(公開ヒアリング)
- ア 南及び北エリア※ 令和2年8月26日(水)
- イ 中央エリア 令和2年8月27日(木)

※公募要項においてヒアリングを1者1回としていることから、中央エリアの提案を26日に実施した応募申請者が1者あります。

4 公開ヒアリングの実施と選考委員会による評価及び合議

- (1) 審査対象応募申請者(公開ヒアリング実施順)

事業者名	申請エリア
シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 関口 昌太郎	南エリア
特定非営利活動法人ワーカーズコープ 代表理事 田嶋 羊子	南エリア
社会福祉法人和光市社会福祉協議会 会長 木田 亮	南、北、中央エリア
株式会社アンフィニ 代表取締役 片山 章彦	中央エリア
株式会社明日葉 代表取締役 大隈 太嘉志	中央エリア
株式会社トライグループ 代表取締役 平田 友里恵	中央エリア

- (2) 選定にあたっての考え方

選定委員会では、公募申請書における事業計画等の内容、事業者の公開ヒアリングにおける事業概要説明及び質疑応答の内容に関して、総合的に評価を行いました。

評価項目については公募要項で定めたとおりとし、配点は原則、各項目5点、ただし重点評価項目と考えられるものは10点、また提案指定管理料については合計評価点数の2割程度となる配点としました。

なお、評価点の合計は南及び北エリアは160点、中央エリアは110点となります

が、100点を満点とするよう換算するため、算出された合計点を南及び北エリアでは1.6で、中央エリアでは1.1で割り返しています。

選定の基準点は委員の平均評価点及び経費見積額評価点の合計70点以上とし、70点を超える評価が得られなければ、優位性にかかわらず優先交渉権者と認めないものとなりました。

< 評価項目及び配点 >

1 指定管理者としての適正(15点)

項 目	配点
(1) 施設の管理運営に対する理念、基本方針	5点
(2) 安定的な人的基盤や財政基盤	5点
(3) 実績や経験など	5点

2 管理運営計画の有効性(5点)

項 目	配点
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組及び利用者の満足向上	5点

3 指定管理業務に係る費用(南及び北エリア30点 中央エリア20点)

項 目	配点
(1) 指定管理業務に係る費用の妥当性(南及び北エリア)	30点
(1) 指定管理業務に係る費用の妥当性(中央エリア)	20点

4 適正性(10点)

項 目	配点
(1) 管理運営体制の合理化	5点
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制及び個人情報保護	5点

5 事業の特性に関する事項

【児童館に関する事項(40点)※中央エリアは対象外】

項 目	配点
(1) 地域特性の考慮	5点
(2) 相談体制	5点
(3) 事業内容	10点
(4) 年齢に応じた事業	10点
(5) 管理体制	5点
(6) 独自提案	5点

【学童クラブ一体型放課後対策事業に関する事項（50点）】

項 目	配点
(1) 地域特性の考慮	5点
(2) 保護者・学校・地域との連携	10点
(3) 通所の利便性・安全性	5点
(4) 開所時間	5点
(5) 事業内容	10点
(6) 補食内容	5点
(7) 緊急保育・一時保育	5点
(8) 自主事業	5点
(9) 独自提案	

7 総合的な事項（10点）

項 目	配点
(1) 総合的な事項	10点

南及び北エリア合計 160点※

中央エリア合計 110点※

※合計をそれぞれ1.6又は1.1で割り返し100点とする。

5 選定結果及び選定理由

(1) 南エリア

ア 審査結果

(ア) 優先交渉権者

特定非営利活動法人ワーカーズコープ 代表理事 田嶋 羊子

評価点 81.5点

(イ) 次点候補者

社会福祉法人和光市社会福祉協議会 会長 木田 亮

評価点 80.3点

イ 選定理由

特定非営利活動法人ワーカーズコープは、児童館、学童クラブの設置目的や、わこうっこクラブの事業目的を十分に理解し、市の事業計画に合致した、児童の自主性を尊重した利用者に満足される事業内容を提案していたこと、また市内での事業実績を踏まえた課題へのアプローチとして自主事業、独自事業を提案しており、他の申請事業者を上回る優位性及び熱意を確認できたことから、優先交渉権者として選定するに至りました。

また社会福祉法人和光市社会福祉協議会は選定基準点を超えているため、次席候補者となりました。

(2) 北エリア

ア 審査結果

(ア) 優先交渉権者

社会福祉法人和光市社会福祉協議会 会長 木田 亮

評価点 81.5点

(イ) 次点候補者

なし

イ 選定理由

社会福祉法人和光市社会福祉協議会の1者のみの申請となりますが、地域の特性を把握しており、市の子育て支援政策、計画を理解し、法人の強みである多様な地域連携の仕組みを活かしたサービスの提供を見込むことができ、和光市での児童館、学童クラブの運営実績があることから、その適性を認め優先交渉権者として選定するに至りました。

なお、申請者が1者のみであることから次点候補者はありません。

(3) 中央エリア

ア 審査結果

(ア) 優先交渉権者

社会福祉法人和光市社会福祉協議会 会長 木田 亮

評価点 82.4点

(イ) 次点候補者

株式会社明日葉 代表取締役 大隈 太嘉志

評価点 72.9点

イ 選定理由

社会福祉法人和光市社会福祉協議会は、地域の特性を把握しており、市の子育て支援政策、計画を理解し、法人の強みである多様な地域連携の仕組みを活かし、関係機関と十分に連携したサービスの提供を見込むことができ、和光市での児童館、学童クラブの運営実績があることから、その適性を認め優先交渉権者として選定するに至りました。

また株式会社明日葉は選定基準点を超えているため、次席候補者となりました。

以 上